

# 公益社団法人日本表面真空学会 フェロー規程

2018年9月29日理事会

(目的)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会（以下本会という）は、本会における学術的かつ継続的な活動を通じて表面科学および真空科学とその産業利用の進歩発展ならびに教育・公益活動に顕著な業績をあげた個人正会員に対し、日本表面真空学会フェロー（以下、「フェロー」という）の称号を授与し、本会を代表する会員としてリーダーシップの発揮を奨励する。

(対象)

第2条 表彰の対象となる者は、原則として在籍累計年数10年以上の個人正会員であって、フェローの称号授与後、10年程度個人正会員として活動が可能なものとする。

(定員)

第3条 フェローの総数は全個人正会員の3%程度を上限とする。

(称号記)

第4条 フェローに選定された者は、本会よりフェロー称号記を受ける。

(任期)

第5条 フェローの称号を授与された者は、本会会員である期間において最長10年間その称号を名乗ることができる。ただし、名誉会員あるいはシニア会員となる場合は称号を返上するものとする。

(役割)

第6条 フェローの称号を授与された者は、本会を代表する会員としてリーダーシップを発揮し、学術講演会、国際会議、各種学術セミナー等のプログラム編成など学会の学術活動および運営に積極的に関わることを奨励する。

(フェロー会)

第7条 フェローはフェロー会を構成する。

(選定)

第8条 フェローの選定は、推薦されたフェロー候補者のうちから理事会が決定する。

2 本会名誉会員、功労会員、個人正会員、および法人正会員は、フェロー候補者を推薦することができる。

3 フェロー推薦者は、定められた形式による推薦書を提出する必要がある。

4 フェロー候補者について、学会賞等選定委員会において事前審査し、担当理事は審査結果を理事会に諮る。理事会は称号受与者を決定する。

5 フェローの推薦方法および選定方法について、実施要領を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則 この規程は2018年9月29日から施行し、2018年9月29日から適用する。

改訂来歴

| 日付         | 理由及訂正箇所 | 承認  | 起案    |
|------------|---------|-----|-------|
| 2008/8/23  | 初版作成    | 理事会 | 長谷川修司 |
| 2008/11/22 | 第一次改訂版  | 理事会 | 工藤正博  |
| 2011/2/19  | 第二次改訂版  | 理事会 | 本間芳和  |
| 2013/2/2   | 改訂版作成   | 理事会 | 一宮彪彦  |
| 2018/9/29  | 改訂版作成   | 理事会 | 長谷川修司 |